

# 特別免許状検定事務要領

令和2年10月1日

令和3年10月15日改定

令和6年10月1日改定

## 1. 趣旨

教育職員免許法（以下「法」という。）第5条第3項の規定により特別免許状の授与に係る事務の適正化を図るため、以下のとおり特別免許状検定事務要領を定める。

## 2. 教育職員検定の対象者

岐阜県教育職員免許法施行規則（以下「規則」という。）第10条の2に規定する書類を提出した者であって、次のいずれにも該当する者（以下「特別免許状授与申請者」という。）を対象とする。

- (1) 法第5条第1項各号に該当しない者
- (2) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- (3) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者
- (4) 教育職員に任命し、又は雇用しようとする者（以下「任命権者等」という。）が、学校教育の効果的实施に特に必要があるとして推薦した者

## 3. 教育職員検定

法第5条第4項の規定により、次の事項について教育職員検定を行う。

- (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能
- (2) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見
- (3) 任命権者等が特に必要とする学校教育の効果的实施

## 4. 担当する教科に関する専門的な知識又は技能に関する検定

経歴調書、実務に関する証明書、学力に関する証明書、特別免許状推薦書及び担当する教科に関する専門的な知識若しくは技能を有する旨の証明書又はこれに代わるものによって行う。（適宜、勤務予定校の長による証明や該当の勤務先企業の所定の証明などによることも可とする。）

原則、担当する教科に関する専門分野に関する職業等の従事経験について、次の①又は②に該当することを確認することとするが、③に掲げる状況等を踏まえつつ、優れた知識経験等を有する者と確認できる場合で、5. から8. に掲げる検定及び確認が行われた場合には、①又は②の基準のみによることなく本条による確認が行われたものと判断することができる。

- ① 学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上あること。
  - イ 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設
  - ロ 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの

- ハ 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの
- ・アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称WASC）
  - ・アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称ACSI）
  - ・グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称CIS）
  - ・スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称IBO）
- ② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。

（例）

- ・企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験
  - ・外国にある教育施設における勤務経験
  - ・大学における助教、助手、講師経験
  - ・各種競技会等に向けた選手等としての活動
  - ・派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験 等
- ③ ①又は②の基準のみによることなく本条による確認が行われたものと判断することができる状況
- イ 外国の教員資格の保有
  - ロ 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格
  - ハ 修士号、博士号等の学位の保有
  - ニ 各種競技会、コンクール、展覧会等における実績
    - ・国際的な規模において行われるものへの出場
    - ・日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会における優秀な成績、又はそのような成績を収めた者を指導育成した実績
    - ・世界規模で行われるコンクールや展覧会等への参加や出展
    - ・全国規模で行われるコンクールや展覧会等での優秀な成績

## 5. 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見に関する検定

人物に関する証明書及び特別免許状推薦書によって行う。ただし、必要と認める場合は、その他の書類や方法を加えることができる。

原則、次の①、②及び③の方法により確認する。

- ① 人物に関する証明書及び特別免許状推薦書の内容評価
- ② 授与候補者が提出した推薦書（任命権者等からの特別免許状推薦書とは別に任意様式で1通以上。勤務予定校以外の日本の学校における学校活動実績（臨時免許状又は特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている場合、特別非常勤講師としての活動のほか、学習指導員等の活動も含む。）や学校外の活動における児童生徒への学習指導の支援実績がある場合には、当該校の設置法人の役員や校長等管理職による推薦書を含むことが望ましい。）の内容評価

- ③ 本人の申請（志願）理由の聴取（聴取により難しい場合は任意様式で申請（志願）理由書の提出によることも可とする。）

## 6. 任命権者等が特に必要とする学校教育の効果的実施に関する検定

特別免許状推薦書によって行う。ただし、必要と認める場合は、その他の書類や方法を加えることができる。また、任命権者等が整備している文書により補足することを妨げない。

授与候補者を配置することにより学校教育が効果的に実施されることを、原則、次の①から④の観点から確認する。

- ① 授与候補者の配置により実現を目指す教育内容
- ② 授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要性があること。
- ③ 普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案し、実施すること。なお、特別免許状所有者は、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動（学級担任を含む）、生徒指導等も担当可能である。特別免許状所有者が、これらについても担当する場合には、上記研修の中で、これらの内容についても扱うこと。
- ④ 担当する教科に関する学習指導要領及び教科書の内容の趣旨並びに校務に関する共通理解を図るため、基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。

## 7. 身体に関する検定

身体に関する検定は、「身体に関する証明書」により、次の事項について行うものとするが、判断の困難な者については、医師の診断書や申請者への面接等により、総合的に判断するものとする。ただし、身体に関する証明書が得られない場合は、県教育委員会が適当と認める書類をもって代えることができる。

- ① 教員として不適格と思われる疾病の有無
- ② 教員の職務を行うに当たっての支障の有無

## 8. 第三者の評価を通じた資質の確認

特別免許状授与申請者について、任命権者等が学校教育の効果的実施に特に必要があるとする推薦に妥当性があり、かつ教育職員としての適格性があると認めるときは、教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十五条の四に定める者（以下「学識経験者等」という。）の意見聴取を行うものとし、原則として特別免許状授与申請者に対する学識経験者等の面接を実施したうえで行う。

- (1) 面接は、次に掲げる者のうち、教育長が指名する2人により行う。
  - ① 教職員認定課程を有する大学の学長、学部長又はこれらに準ずる者
  - ② 特別免許状授与申請者が勤務しようとしている学校が大学附置の国立学校、県立学校、又は市町村立学校の場合においてはそれぞれの校種の公立学校長又はこれに準ずる者、私立学校の場合は、私立学校長又はこれに準ずる者
- (2) 学識経験者等が行うことが困難であると認めるとき又は特別免許状授与申請者に関して教育機関での現場経験や知識・技能の裏付けが明確に存在するなど前項に掲げる者による面接を行う必要がないと認めるときは義務教育課及び高校教育課教育主管2名による面接に代える。

(3) (2)による面接を行った場合は、当該特別免許状授与申請者に係る評価について、学識経験者等の意見を聴かなければならない。

(4) 以下に掲げる経験等を有する申請者に対する確認は、面接によらず書面とすることができる。

- ① 臨時免許状、又は特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に既に関わっている者
- ② 特別非常勤講師制度の活用により、推薦を行う任命者又は雇用者が勤務実態を把握している者

## 9. 合否の通知

特別免許状授与申請者に対して合否の決定を行ったときは、当該者及び当該者の任命権者等に対し、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年10月15日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から適用する。